別記第１－１号様式（第２－１、３－１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　月　 日

　　　　北海道知事　様

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長）　様）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）　　　　　印

○○年度次代を担う女性農業者の活躍サポート事業実施計画の承認（変更）申請について

　次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（農政部長通知）第２－１に基づき、実施計画の承認（変更）を申請します。

添付資料：別記第１－２号様式　年度次代を担う女性農業者の活躍サポート事業実施計画書

（注）事業実施計画を変更する場合は、変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

別記第１－２号様式（第２－１、第３－１関係）

**次代を担う女性農業者の活躍サポート事業実施計画書（実績報告）**

|  |  |
| --- | --- |
| 地域取組  主体名 |  |

１．農業分野への女性の登用に関する現状、目標及び取組計画（注１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 指標 | 現状値  （年度） | 目標値  （年度） | 目標達成に向けた計画にかかる資料の添付（注２） |
| 農業委員会に関する目標 |  |  |  | 資料名： |
| 農業協同組合に関する目標 |  |  |  | 資料名： |
| その他主な目標 |  |  |  | 資料名： |

（注１）実績報告においては表中の数値等を省略可とする。

（注２）都道府県における女性の登用に向けた具体的な取組内容がわかる資料名を記載（例：「○○県男女共同参画基本計画」）し資料添付。

２．事業実施体制

|  |
| --- |
|  |

（注）実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

３．事業実施方針

|  |
| --- |
|  |

　　（注）本事業を受ける女性農業者等について、事業を通じてどのような成長を促し、地域リーダー等への育成を支援していくのか等、本事業を実施する目的や方針を、可能な限り具体的に記載すること。

４．地域における女性活躍推進事業の取組内容

（１）取組内容

　　①　女性が働きやすい環境の整備

ア　女性農業者の育児と農作業のサポート活動

・サポートの実施概要

　　 地域取組主体名（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 実施内容 | 支援実施者数 | 利用女性農業者数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |

　　　　（注）取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

　　　　・託児スペースの設置のための軽微な改修

　　 地域取組主体名（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置完了時期 | 託児スペース  設置場所 | 具体的な内容 | 数量 | 利用女性農業者数 |
|  |  |  |  |  |

　　　　　（注）取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

イ　家族経営協定の締結に向けた相談会の開催

　　　　 地域取組主体名（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 具体的な内容 | 実施回数 | 参加人数  (うち男性) | 備考 |
|  |  |  |  |  |

　　　　　（注）取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

②　 女性活躍の理解促進

　　　 　 地域取組主体名（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 具体的な内容 | 実施回数 | 参加人数  （うち男性） | 備考 |
|  |  |  |  |  |

　　　　　（注）取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

③　 地域の女性農業者グループの活動推進

　　　 　 地域取組主体名（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 具体的な内容 | 実施回数 | 参加女性農業者数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |

　　　　　（注）取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

④　 女性リーダー育成

　　 　　 地域取組主体名（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 具体的な内容 | 実施回数 | 参加女性農業者数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |

　　　　　（注１）取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

（注２）「女性リーダー育成」を本事業によらず都道府県において独自に実施する場合は、以下にチェックの上、都道府県の独自の「女性リーダー育成」の取組内容等がわかる資料を添付してください。

（２）経費の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施メニュー | 事業費  （円） |  | | 備考 |
| 国費  （円） | 国費の内訳（円） |
| 女性農業者の育児と農作業のサポート活動 |  |  |  |  |
| 家族経営協定の締結に向けた相談会 |  |  |  |  |
| 女性活躍の理解促進 |  |  |  |  |
| 地域の女性農業者グループの活動推進 |  |  |  |  |
| 女性リーダー育成 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

　　 （注）別添として、取組毎の必要経費等の積算の考え方を提出してください。また、要望調査の時点で分かる範囲にて、地域事業の実施主体に関する組織概要（定款、協議会規定等）、使用を想定している会場の料金表、外部委託の内容・見積額の根拠書類などを添えて提出してください。

別記第２号様式（第２－２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記号）第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　月 　日

　（地域取組主体名）　　様

北海道知事　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

○○年度次代を担う女性農業者の活躍サポート事業実施計画の（変更の）承認について

　○○年○月○日付け○○○で（変更の）申請のあった実施計画について、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（農政部長通知）第２－２に基づき、事業を実施するに当たり適当と認められるので、当該計画（の変更）を承認します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（　　　部　　　課　　　　　　係）

別記第３号様式（第５－１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 月 　日

　　　　北海道知事　様

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長）　様）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）　　　　　印

　　　　○○年度次代を担う女性農業者の活躍サポート事業交付決定前着手届

　事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、当主体が負担するものとする。

２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議が　ないこと。

３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 内 容 |  | | 着手予定  年　月　日 | 完了予定  年　月　日 | 理　　由 |
| 事　業　費 | うち国費 |
|  |  |  |  |  |  |

注　事業費のうち国費欄については、事業計画の提出時の金額を記入すること。

別記第４号様式（第６－２関係）

納　税　対　応　状　況　申　出　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年 月 日

　　北海道知事　 様

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長）　様）

　 　　　　　　　　　地域取組主体名 　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体等名及び代表者氏名）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税対応（予定） | | | | | 該当項目 |  |
| １ 免税事業者 | | | | |  |
| ２ 簡易課税制度適用者 | | | | |  |
| ３ 一般事業者 | | | | |  |
|  | （１）課税売上割合９５％以上 | | | |  |
| （２）課税売上割合９５％未満 | | | |  |
|  | ア 一括比例配分方式 | | |  |
| イ 個別対応方式 | | |  |
|  | （ア）課税売上対応 | |  |
| （イ）共通売上対応 | |  |
| （ウ）非課税売上対応 | |  |
| ４ 公共法人等で特定収入割合５％を | | | | 超える |  |
| 以　下 |  |

　注１　この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に３及び４に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（３のうち(２)のイの(ウ)以外の者を 除く。） すること。

　　２ １又は２に該当する者は、３及び４の記載は不要。

３ １又は２に該当する以外の者が４の「特定収入割合５％以下」の場合は、３の該当事項にも記載するこ　と。

別記第５号様式（第７－１関係）

（記号）第　　 号指令

（地域取組主体名）

　　　　年　 月　　日申請の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　 　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

　　　年 　月　 日

　 北海道知事　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　この補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 補助対象経費 | | 補助金の額 | 完了期限 |
| 取組内容 | 金　　額 | 金　　額 |
| 次代を担う女性農業者の活躍サポート事業 |  | 円 | 円 | 年 月 日 |
| 合　　　　計 | |  |  |

２　北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（令和４年６月23日付け技普第554号農政部長決定。以下「事務取扱要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

３　次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

ア　取組内容の新設又は廃止

イ　地域取組主体の変更

ウ　補助対象経費の30％を超える増又は補助金額の増

エ　補助対象経費又は補助金額の30％を超える減

４　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

５　補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。

６　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

７　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

８　前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

９　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

10　事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

11　前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第15号様式により指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

12　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付決定に係る年度の３月４日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

13　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

14　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領別記第７号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

　　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であってもその状況等について、当該補助金の額の確定の日の属する年度の翌年６月30日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

15　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

16　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

17　前項の財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

18　補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。

19　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

　(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

　(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

　(3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

20　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

21　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

22　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

23　補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（　　　部　　　課　　　　　　　　係）

別記第６－１号様式（第７－１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記号）第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　 月　 　日

　（地域取組主体名）　　様

北海道知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　補助金の交付の決定について（通知）

　　　　　年　　月　　申請の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

　なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

１　この補助金は、申請により概算払をしますので、補助金等概算払申請書を提出してください。

２　留意事項

　（１）補助金の額の確定の審査に当たっては、事業実施に伴う経費の支払先に対し、支出負担行為担当者（（総合）振興局産業振興部農務課）が直接事実確認をする場合があります。

　（２）補助金の支出に当たっては、出納機関（（総合）振興局総務課）が現地に出向いて実地に調査を行い、収支・契約関連書類や成果の確認をする場合があります。

　（　　　部　　　課　　　　　　係）

注　概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載し、適宜変更して使用すること。

別記第６－２号様式（第７－３関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記号）第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（地域取組主体名）　　様

北海道知事　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　補助金の不交付の決定について（通知）

　　　　　年　　月　　日申請の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

　　　　　　　　 　　（　　　部　　　課　　　　　　　係）

別記第７号様式（第７－２関係）

○○年度次代を担う女性農業者の活躍サポート事業消費税仕入控除税額報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記号）第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 月 　 日

　　北海道知事　様

　　（　　　総合振興局長（振興局長）　様）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）　　　　　印

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令で補助金の交付決定を受けた次代を担う女性農業者の活躍サポート事業について、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（農政部長通知）第７の２の（２）の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　 　　　円

２　補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　　　金　　　　　 　　円

３　消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

　 　　 　　金　　　　　　 　円

４　補助金返還相当額（３の額－２の額）　　　　　　　　　金　　　　　　　 円

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　　　 ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　　 ・消費税確定申告書付表２｢課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

　　 ・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

(注)　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

　 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる書類

　　 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　　 ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙１

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

　 　 　　　　 　　　 　 　 　　　　 　 　 　　　　地域取組主体名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 課税売上割合95％以上 |  |  | 個別対応方式 |  |  | 一括比例配分方式 |  | 課税売上割合 | ％ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 補助対象  経　　費  　　　① | ①の内訳 | | ②のうち  消費税等  相当額  　　　③ | ③の内訳 | | | 仕入控除  税　　額  　　　⑥ | 補助率  　　⑧ | 補助金に係る消費税等仕入控除税額  　⑦×⑧ |
| 課税対象  　　　② | 非課税 | 課税売上  対応　④ | 共通売上  対応　⑤ | 非課税  売上対応 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | ％ | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  | ⑦ |  |  |

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

　２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

　　(1) 課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥

　　(2) 課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］

　　(3) 課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第８－１号様式（第８－２関係）

　（記号）第　　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）

　　　　年　　月　　日申請の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る計画の変更については、これを承認します。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　この承認の内容は、　　　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　　係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第８－２号様式（第８－２関係）

　（記号）第　　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）

　　　　年　　月　　日申請の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る計画の変更を承認し、　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金「金　　　　円」を「金　　　　円」に変更します。ただし次の事項を承知してください。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　この承認の内容は、　　　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

２　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補　助  事業名 | 変　更　前 | | | | 変　更　後 | | | |
| 補助対象経費 | | 補助金  の　額 | 完了期限 | 補助対象経費 | | 補助金  の　額 | 完了期限 |
| 取組内容 | 金額 | 金　額 | 取組内容 | 金額 | 金　額 |
| 次代を担う女性農業者の活躍サポート事業 |  | 円 | 円 | 年 月　日 |  | 円 | 円 | 年 月　日 |
| 合　　計 |  |  | 合　　計 |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　　　係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

　２　第２項の表示は、次によること。

(1)補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

(2)変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

３　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第９号様式（第９－２関係）

　（記号）第　　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）

　　　　　年　　月　　日申請に係る次代を担う女性農業者の活躍サポート事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　係）

注１　中止又は廃止を承認する場合は、〔　〕書の箇所を削除すること。

　２　中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔　〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第10号様式（第10－１及び第13関係）

○○年度次代を担う女性農業者の活躍サポート事業遂行状況報告書

　　　　 　（記号）第　　　　　号

　 年　　　月　 　　日

　　　北海道知事　様

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長）　様）

　　　　　 　　　　　　　　　　 　（地域取組主体名）　　 印

　　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

１　事業遂行状況（第　　・四半期末現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組内容 | 計画事業費  Ａ | 出来高  Ｂ | 進捗度  Ｂ／Ａ | 残高 | 摘要 |
|  | 円 | 円 | ％ | 円 |  |

２　事業開始年月日　　　　　　　年　　月　　日

３　事業完了予定年月日　　　　　年　　月　　日

注１　添付書類については、根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

　２　計画が予定通りでない場合、遅延理由並びに今後の修正計画を記載すること。

別記第11号様式（第10－２関係）

　（記号）第　　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地域取組主体名）

　　　　　年　　月　　日提出のあった補助事業等遅延遂行報告書に基づき、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業の執行を次のとおり指示します。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　事業完了期限を　　　　年　　月　　日とします。

２　補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　　　　課　　　　　　係）別記第12－１号様式（第11－１、第14－４及び第17－２関係）

　（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地域取組主体名）

　　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令による次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の交付の決定を次のとおり取り消します。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容

２　取消しの理由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　　課　　　　　　　　　　　係）

注　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。別記第12－２号様式（第11－１、第14－４及び第17－２関係）

　（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地域取組主体名）

　　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令による次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金　金　　　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　　課　　　　　　　　　係）

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

　２　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12－３号様式（第11－１、第14－４及び第17－２関係）

　（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地域取組主体名）

　　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令による次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　　　円」を「金　　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補　助  事業名 | 変　更　前 | | | | 変　更　後 | | | |
| 補助対象経費 | | 補助金  の　額 | 完了期限 | 補助対象経費 | | 補助金  の　額 | 完了期限 |
| 取組内容 | 金額 | 金　額 | 取組内容 | 金額 | 金　額 |
| 次代を担う女性農業者の活躍サポート事業 |  | 円 | 円 | 年 月　日 |  | 円 | 円 | 年 月　日 |
| 合　　計 |  |  | 合　　計 |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

　２　第３項の表示は、次によること。

(1)補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

(2)変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

３　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

　４　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

別記第12－４号様式（第11－１、第14－４及び第17－２関係）

　（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地域取組主体名）

　 　 　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令による次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金　金　　円の返還を命じるとともに、補助金「金　　　　円」を「金　　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

５　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補　助  事業名 | 変　更　前 | | | | 変　更　後 | | | |
| 補助対象経費 | | 補助金  の　額 | 完了期限 | 補助対象経費 | | 補助金  の　額 | 完了期限 |
| 取組内容 | 金額 | 金　額 | 取組内容 | 金額 | 金　額 |
| 次代を担う女性農業者の活躍サポート事業 |  | 円 | 円 | 年 月　日 |  | 円 | 円 | 年 月　日 |
| 合　　計 |  |  | 合　　計 |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。

　２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

４　第５項に関し、補助事業等の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、変更に応じ、交付決定の内容及び変更の内容を記載すること。

　５　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12－５号様式（第11－１-（２）関係）

　（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地域取組主体名）

　　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令による次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　削除事項

　（１）

　（２）

２　追加事項

　（１）

　（２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　　課　　　　　　　　　係）

注　この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用する

　こと。

別記第13－１号様式（第12－２関係）

（記号）第　　　　　号

年　 　月　 　日

　（地域取組主体） 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事 印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　補助金の概算払について

　　　　　年　　月　　日申請に基づき次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

１　概算払をする時期　　 　　　　　　月　　日頃

２　概算払をする額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　部　　　　　　　課　　　　　　　　係）

別記第13－２号様式（第12－３関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　　月　　日

　（地域取組主体） 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事 印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　補助金の概算払について（通知）

　　　　　年　　月　　日申請に基づき、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

補助金の概算払をしない理由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　　係）

別記第14－１号様式（第14－１関係）

（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令の補助金にかかる次代を担う女性農業者の活躍サポート事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事 印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　係）

別記第14－２号様式（第14－２関係）

（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地域取組主体名）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号指令の補助金にかかる次代を担う女性農業者の活躍サポート事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次によりその是正措置を講ずることを命じます。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事 印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　講ずべき是正措置は、次のとおりです。

　（１）

　（２）

２　是正措置は、　　　　年　　月　　日までに完了させること。

３　是正措置が完了したときは、直ちに、その旨を知事（総合振興局長（振興局長））に報告すること。

４　この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　部　　　　　　課　　　　　　　　　　係）

　注　講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第14－３号様式（第14－３関係）

　（記号）第　　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地域取組主体名）

　　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　　号達で命じた次代を担う女性農業者の活躍サポート事業遂行の停止を解除します。

　　　　　　年　　月　　日

北海道知事　　　　　印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　　課　　　　　　　　　係）

別記第15号様式（第15－２関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（地域取組主体） 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

　当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

　また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　（注１）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分 部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあ っては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務 局を含む。

　（注２）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令 の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場 合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

　なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経 過した場合は、この限りでない。

別記第16号様式（第16－２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記号）第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（地域取組主体） 様

　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事 印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

　　　補助金の額の確定について（通知）

　　　　　年　　月　　日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

　　　補助金の確定額　　金　　　　　　 　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　　課　　　　　　　　　　係）

別記第17号様式（第16－３関係）

　（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（地域取組主体）

　　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号で通知した次代を担う女性農業者の活躍サポート事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金　金　　　　　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　　　　 印

　　（　　　　　総合振興局長（振興局長））

１　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する返納通知書により納付すること。

２　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数　に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を　控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりま　せん。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　部　　　　　課　　　　　　　　　　係）

　　注　この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期　　　限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第18号様式（第16－５関係）

補助金交付状況報告書

事業名　　次代を担う女性農業者の活躍サポート事業

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業  年度 | 事業  実施  主体 | 総事業費  （補助対  象経費） | 補助金  交　付  決定額 | 補　助  指　令  年月日 | 補助金  の  支出額 | 補助金  支　出  年月日 | 実　績  報　告  年月日 | 補助金  の額の  確定額 | 確　定  年月日 |
|  |  | 円  上段　計画  下段　実績 | 円  変更 | 変更 | 円  概算  概算  精算  計 |  |  | 円 |  |
|  |  | 円  上段　計画  下段　実績 | 円  変更 | 変更 | 円  概算  概算  精算  計 |  |  | 円 |  |